

一般社団法人日本熱傷学会熱傷入院患者レジストリー運用規則

第1章 目的

第1条

熱傷入院患者レジストリー(以下熱傷レジストリー)は、わが国における熱傷患者の診療情報を収集分析し、共有するための学術的症例登録システムであり、その情報を活用することにより、熱傷診療の質の向上を図ることを目的とする。

第2章 総則

第2条

2-1. 熱傷レジストリーは、一般社団法人日本熱傷学会(以下日本熱傷学会)が運営する。

2-2. 熱傷レジストリーは、インターネットを用い電子的に診療データを収集する Electronic Data Capture (EDC)を用いる。本 EDC の開発および運用は日本熱傷学会理事会が承認し、日本熱傷学会が契約する企業に委託することができる。

2-3. 本 EDC の運用に係る費用は、日本熱傷学会年度予算及び本レジストリー参加施設から徴収する参加登録費を充当する。

第3条

患者情報の守秘義務は登録参加施設にあり、登録された患者の個人情報の保護のために本レジストリーは匿名化したデータを使用する。

第4条

熱傷レジストリーへの登録参加施設はその情報を利用できる。

第3章 参加施設

第5条

熱傷専門医認定研修施設の認定には本レジストリーへの参加施設であることを要件とする。

第6条

参加を希望する医療施設は日本熱傷学会理事長あてに参加登録を申請しなければならない。

第7条

参加施設は症例登録に関する責任者(以下、症例登録責任者)をおかななければならない。

第8条

参加施設の症例登録責任者は日本熱傷学会の会員であることを原則とする。

第4章 細則の変更

第9条

本運用細則の改正は、日本熱傷学会理事会の議決を要する。

附則

本規則は、平成23年7月15日より発効する。

本規則は、令和5年5月24日より改訂された。